

第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2期夕張市地方人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に向けた検討を行うにあたり、広く関係者の意見を求めるため、第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること
- (2) その他委員長が必要と認めた事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及び特別委員で組織する。

- 2 委員及び特別委員は、産業界・行政機関・教育機関・金融機関等の分野から選出し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、人口ビジョン及び総合戦略が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、専門知識を有する者から選出し、市長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて委員会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員を委員会の会議に出席させて、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興課内に設置する事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

別表

No	所属	役職	氏名
1	夕張保育協会	事務局長	藤原 優介
2	夕張市 PTA 連合会	会長	永山 忍
3	夕張市社会福祉協議会	係長	菅野 義則
4	夕張市医師会	会長	中條 俊博
5	夕張市体育協会	事務局長	阿部 新市
6	ゆうばり再生市民会議	代表	澤井 俊和
7	夕張商工会議所	専務理事	小網 敏男
8	夕張リゾート株式会社	総支配人	石井 淑子
9	株式会社夕張ツムラ	管理部長	戸澤 宏之
10	夕張市農業協同組合	第一理事	豊田 英幸
11	夕張鉄道株式会社	係長	三上 浩紀
12	夕張市地域史研究資料調査室	室長	青木 隆夫
13	一般社団法人夕張市観光プロモーション	会長	若狭 翁斉
14	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所	所長	久野 俊一
15	夕張市教頭会	会長	酒井 誠
16	北海道夕張高等学校	教諭	高橋 浩幸
17	北洋銀行夕張支店	支店長	高橋 道晴
18	千歳公共職業安定所夕張出張所	所長	小林 敬真
19	司法書士・行政書士いまがわ事務所	代表	今川 和哉
20 (特別委員)	北海道大学 大学院工学研究院	工学研究院長・工学 院長・工学部長	瀬戸口 剛